

七 払 込 金 額	六 発 行 行 額	五 方 法 決 定 の 法	四 募 入 決 定 方 の 法	三 用 等 法 の 適	二 振 替 法 の 適	一 發 行 及 び そ そ 抛 記	行 省 ○ 財 務 省 告 示 第 三 百 十 三 号	平 成 十 五 年 四 月 二 十 五 日 と お り 告 示 に 發 行 す る 行 し た 規 定 五 十 七 年 基 づ き 大 藏
七千額発法十額発第う額当も各札価機用一成社号会条二財一利 千三百面行第万面行十ち面ての申発格関を振十債一計第十政回付 九百金し五円金し一、金るか込行をは受替三等第法一六融一 百七額た条、額た条財額。らみ競日け法年の五へ項年資庫財 四十で利第国で利第政でその争本る一法振条明及法資債券大 十万五付一債二付一融七のうに銀もと律替第治び律金券大臣 億円千国項整千国項資千応ち付行のい第に一三国第特 九債の理十債の資九募応しとと。七關項十債百別 百に規基ニに規金百額募てすし。十す九整一會 七つ定金億つ定特八を価行る、の五る年理号計 十いに特千いに別十順格わ。そ規号法法基一法 六て基別六て基会九次のれの定。律律金第一 億はづ会百はづ計億割高る振の以へ第特十昭 八、き計三、き法円りい入替適下平六別一和	行省 ○ 財 務 省 告 示 第 三 百 十 三 号	平成 令 國 債 務 省 告 示 第 三 百 十 三 号						

（二十九年）（正十郎）

（二十一年）（塩川）

十四  
初期利子

が金と平  
銀額し成すの国たは者にへにりに座も係  
行を、十る税法金、又おた百算つにのる  
休支次五こ率人額記はいだ分出い記と所  
業払の年とをがに外てしのして載し得  
日う算九が乗適当の国取、二たは又て税  
に。式月でじ用該算法得當  
當たに二きたを非式人す該  
ただよ十  
る金受居にでる國  
るしり日。<sup>前</sup>額け住よあ者債  
と、算を  
き支出支  
は払し払  
、期た期

(二)  
發行時において、そ  
額面金額の総額  $\times \frac{10}{100} \times \frac{36}{365}$   
銀額し成すの国たは者にへにりに座も係  
行を、十る税法金、又おた百算つにのる  
休支次五こ率人額記はいだ分出い記と所  
業払の年とをがに外てしのして載し得  
日う算九が乗適当の国取、二たは又て税  
に。式月でじ用該算法得當  
當たに二きたを非式人す該  
ただよ十  
る金受居にでる國  
るしり日。<sup>前</sup>額け住よあ者債  
と、算を  
き支出支  
は払し払  
、期た期

十九八  
三二一  
發  
振額最  
の経利  
払過  
込利  
み子率  
發  
行行  
価格  
日  
替単位  
額面金

(一) 年十額平す額の振  
む十式は一錢面成るの記替  
も号に、募・以金十。整載法  
のによ払入○上額五  
と規り込決パの百年  
す定算金定一そ円四  
るす出額のせれに月  
。るしに通ンぞつ二十  
期た加知トれき十五  
日金えをの九十五  
に額、受応十日  
払を次け募九  
い第のた価円  
込二算者格三  
と金簿

二十九八七六十五

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限子以

平成十五年四月二十日  
財務大臣から通知を受けた者  
日本銀行に三つ月を定期預金として預け  
て毎年三月六日迄に利息を支拂う。定期預金の額は年々増加する。  
すなはち、年々預けられる利息の額は、前年より10%増加する。  
次に、利息の計算方法は、預けられた定期預金の額を毎年1月1日現在の通貨金額で割り算して、その商数を年利10%で乗じて、年間利息を算出する。  
$$\text{年間利息} = \frac{\text{預けられた定期預金の額}}{\text{1月1日現在の通貨金額}} \times 10\%$$

すなはち、年々預けられる利息の額は、前年より10%増加する。  
次に、利息の計算方法は、預けられた定期預金の額を毎年1月1日現在の通貨金額で割り算して、その商数を年利10%で乗じて、年間利息を算出する。  
$$\text{年間利息} = \frac{\text{預けられた定期預金の額}}{\text{1月1日現在の通貨金額}} \times 10\%$$